

定住促進結婚祝金

支給額

10万円

1夫婦あたり



ご結婚おめでとうございます！

ご結婚のお祝いとともに、新生活の経済支援により定住を促すことで、本市の活性化と少子化対策の推進を図るため、結婚祝金を支給します。

■ 対象者（次の要件全てに該当）

- 令和6年4月1日以降に婚姻の届出を行ったこと。
- 夫婦ともに本市に住所を有していること。
- 夫婦いずれかが本市に1年以上継続して住所を有していること。
- 過去に結婚祝金の支給を受けていないこと。
- 同一人との再婚でないこと。

■ 申請に必要な書類

- ① 定住促進結婚祝金支給申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 婚姻日の記載のある戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
- ③ 夫婦双方の住民票
- ④ 夫婦双方の市税納税証明書（完納証明）



■ 申請期間

婚姻の届出日から **1年後の前日まで**

※本市への転入日から婚姻日が1ヶ月に満たない場合は、転入の1年後から13ヶ月を超えない日まで申請可能です。

≪申請期間の参考例≫

婚姻日前に本市に住所を有している期間が

- ▷ ケース①：1年以上
- ▷ ケース②：1年未満
- ▷ ケース③：1か月未満

※1：夫婦で本市に住所を有している期間が異なる場合は、先に住所を有した方を基準とする。

※2：右図の申請期間内であっても、夫婦ともに本市に住所を有していない場合は申請できません。

ケース①：1年以上（申請期間：婚姻日～婚姻日の1年後の前日）

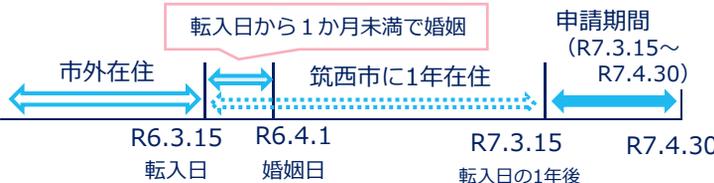


ケース②：1年未満（申請期間：転入日の1年後～婚姻日の1年後の前日）



ケース③：1か月未満

（申請期間：転入日の1年後～婚姻日の1年1か月後の前日）



申請・お問合せ

筑西市企画部地方創生課（本庁舎4階10番窓口）

電話:0296-22-0500 メール: sousei@city.chikusei.lg.jp



ホームページ